社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会(以下「本会」という。) 定款第7条第7項の規定に基づき評議員選任・解任委員会(以下「委員会」と
 - いう)の運営に関する事項について定める。

(任務)

第2条 委員会は、定款第7条の規定により、本会の評議員の選任及び解任を任務とする。

(構成)

第3条 委員会は、定款7条第2項の規定により、監事2名、職員1名、外部委員2名 の合計5名で構成する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は4年とし、再任を妨げない。
- 2 欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬等)

第5条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償する ことができる。

(委員の選任及び解任)

- 第6条 委員会の委員の選任及び解任は、定款第7条第3項の規定により理事会において行う。
- 2 委員の解任の提案は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、行うことができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(招集)

第7条 委員会は、会長が招集する。

(招集通知)

第8条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員長の選任)

- 第9条 委員会の委員長は、委員の互選とする。
- 2 前項の委員長は、委員会の議長となり、この委員会の会務を掌理する。

(評議員の選任)

- 第10条 評議員の選任は、定款第7条第4項の規定により理事会で提案し、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、定款第7条第6項の規定により、選任についての決議を行う。
 - (1) 評議員候補者の経歴及び候補者とした理由
 - (2) 本会及び本会役員との関係
 - (3) その他の評議員候補者に関する情報

(評議員の解任)

第 11 条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適 任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。 (決議)

第12条 委員会の決議は、定款第7条第6項の規定により委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

- 第 13 条 委員会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した委員が記名押 印しなければならない。
- 2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。
- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

(補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年1月16日から施行する。